

事務ご担当者様

神奈川県電子電気機器健康保険組合

## 電子申請による届出について

平素より当健康保険組合の事業運営については、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和 2 年 11 月よりマイナポータルを利用した電子申請の運用を行っているところですが、令和 6 年 3 月 21 日より下記の 2 届出について申請可能となりましたのでお知らせいたします。従来取り扱っていた届出と併せて、下記の注意点にご留意のうえ届出ください。電子申請をご利用されていない事業所様におかれましては、是非この機会にご検討くださいますようお願い申し上げます。

## 記

## 1. 追加で電子申請が可能となった届出

「資格取得届」及び「資格喪失届」（令和 6 年 3 月 21 日より）

## 2. 電子申請が可能な 5 届出について

届出名	形式	添付を受け付ける書類
資格取得届	KPFD 様式	遅延理由書、氏名修正願 嘱託再雇用の場合（就業規則、雇用契約書等）
資格喪失届	KPFD 様式	遅延理由書 (注)被保険者証滅失届、被保険者証回収不能届は 添付不可
月額変更届	KPFD 様式	遅延理由書、賃金台帳、取締役会議事録等
賞与支払届	KPFD 様式	遅延理由書
算定基礎届	KPFD 様式	届出内容確認書

## 《各届出についての注意点》

## 共通事項

- ・受付日については、当組合での受信日時が午前11時59分までの分を当日受付とします。
- ・各種訂正、取消届は電子申請での届出はできませんので、紙媒体（郵送）で届出してください。
- ・二以上勤務被保険者の方にかかる届出は、紙媒体（郵送）で届出してください。

- ・決定通知書及び改定通知書には、確認印の押印はありません。決定通知書及び改定通知書にある日付が確認日となります。
- ・1つのKPFIDデータにつき、1事業所、1種類の届出となります。1つのデータで複数の事業所や、数種類の届出(算定と月変などをまとめて)は行わないでください。
- ・1申請に対して、KPFIDデータは1つとしてください。2つ以上のKPFIDデータで申請された場合は不受理となり、再度提出していただきます。

#### 資格取得届

- ・入力不可能な文字がある場合は、類似文字またはカタカナを入力し、修正文字について「氏名修正願」を添付してください。
- ・文字数オーバーの場合には、入力できる文字数まで入力し、「氏名修正願」を添付してください。
- ・住所は「住民票住所」を入力してください。居所が相違している場合には、別途「住所変更届」（紙媒体にて郵送）を提出してください。
- ・嘱託再雇用（60歳以上の方が継続して再雇用された場合）  
継続して再雇用されたこと（退職日、再雇用日）がわかる書類を添付してください。  
就業規則、退職辞令、雇用契約書等

#### 資格喪失届

- ・保険証は電子申請届出後、速やかに郵送でご返却ください。  
(送付状に「喪失届は電子申請で届出済み」である旨、必ず記載してください。)
- ・「被保険者証滅失届」及び「被保険者証回収不能届」は電子申請の際、添付不可となります。紙媒体にてご郵送ください。

#### 月額変更届

- ・降給に伴う届出の場合、「降給理由」及び「降給差額」をKPFIDデータの備考欄に入力してください。
- ・役員の降給に伴う届出の場合、「取締役会議事録」及び「賃金台帳」（降給のあった支払月の前月より4カ月分）を添付してください。※議事録で降給月、降給額が判れば賃金台帳の添付は不要です。
- ・年間平均（随時決定）については、電子申請での届出はできません。紙媒体（郵送）で届出をお願いします。

#### 算定基礎届

- ・年間平均（定時決定）については、電子申請での届出はできません。紙媒体（郵送）で届出をお願いします。

#### 《決定通知書等の通知及び保険証の送付について》

- 決定通知書等 → 申請元へ配信
- 保険証 → 当組合に登録されている事業所様の住所へ郵送

以上